

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 19 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月ごろ、元夫が私の国民年金の加入手続きを行い、私が二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年2月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、当該期間の保険料は現年度納付が可能であり、国民年金に加入しながら保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、当該期間の保険料については、納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月
② 昭和60年11月から61年3月まで
③ 平成14年7月から15年1月まで

私は、母親から勧められ国民年金に加入し、加入手続を行って以降の国民年金保険料は、免除申請をした期間以外は、すべて納付したはずである。申立期間①及び②については、納付したはずであるので、調査してほしい。

また、申立期間③については、60歳から国民年金に任意加入し、保険料を納付したはずである。

申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人は、同年3月から60歳になるまで、当該申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②直前の昭和60年8月から同年10月までの

国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、上記の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

なお、申立期間①について、特殊台帳の当該月欄には、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることを示す「納」の押印及び昭和50年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失したことを示す「喪失」の押印が有ることから、申立期間の保険料は還付することが必要であるが、同特殊台帳及び還付整理簿には、申立期間の保険料を還付した記載は見当たらず、申立期間の保険料については、納付していたものと考えられる。

しかしながら、申立期間①については、厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間を国民年金保険料納付済期間として記録を訂正することはできない。

一方、申立期間③について、申立人は、60歳から国民年金に高齢任意加入し、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人が高齢任意加入の申出を行ったのは、平成15年2月24日であることが、申立人に係る「国民年金高齢任意加入申出書」の受付印の日付から確認でき、高齢任意加入は、申出を行った日から国民年金の被保険者となることから、申立期間は、国民年金には未加入の期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の保険料は、現年度納付が可能である上、当時、厚生省（当時）の通達により、過年度分の保険料を集金人に納付することが可能とされていた時期であったことを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は結婚後、亡くなった父親から私の国民年金については、加入していると聞いていた。当時の書類は実家の会社を建て替えた際に誤って処分したと思われ、残っていない。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和36年7月に申立人の母親と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、このころに申立人及びその母親の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間については現年度納付することが可能である。

また、国民年金の加入手続を行いながら、申立期間の国民年金保険料を納付しなかった事情は見当たらない上、申立人と連番で同手帳記号番号が払い出されている申立人の母親は、申立期間の保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間の保険料は納付されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年10月14日から26年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を24年10月14日に訂正し、同年10月から26年5月までの標準報酬月額を、3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が昭和24年10月から26年5月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月17日から26年6月1日まで

昭和20年9月15日から47年2月26日までの期間、A株式会社B所に継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録が抜けていることが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年10月14日から26年6月1日までの期間については、雇用保険の記録、A株式会社B所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主の供述及び申立人の所持する申立期間当時の家計簿の記載から総合的に判断して、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

そして、上記の事業主が、申立期間当時は、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得に係る手続は同時に行っており、厚生年金保険料も控除していたとしていることから、申立人は、申立期間のうち、昭和24年10月14日から26年6月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和24年10月から26年5月までの標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所に係る同年6月の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年11月17日から24年10月14日までの期間については、A株式会社B所は、47年11月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、63年5月31日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主に照会したものの、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

また、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、1回目の資格取得時の厚生年金保険手帳記号番号と、2回目の資格取得時の同記号番号が異なることから、継続して厚生年金保険に加入していたとは考え難く、申立人は一度、同社を退職したものと考えるのが相当である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和20年11月17日から24年10月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月25日から25年1月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の合資会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年1月25日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、23年12月から24年4月までは2,400円、同年5月から同年12月までは2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月25日から26年2月1日まで
昭和23年9月1日に合資会社Aに入社し、剃刀の替刃製造及び販売の仕事をした後、同社製品の販売会社である株式会社Bに移って継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間において、確かに合資会社Aに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年12月25日から25年1月25日までの期間について、申立期間当時の合資会社Aの事業主は、申立人が昭和25年に株式会社Bに移籍するまで合資会社Aに継続して勤務し、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

さらに、申立人が合資会社Aから株式会社Bに昭和25年1月ごろに同時に異動したと記憶している元同僚は、合資会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所における被保険者資格を昭和25年1月25日付けで喪失していることが確認でき、オンライン記録によると、

株式会社Bにおける被保険者資格を申立人と同日の 26 年 2 月 1 日付けで資格取得していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、上記元同僚と同時期に合資会社Aから株式会社Bに移籍したものと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 23 年 12 月 25 日から 25 年 1 月 25 日までの期間において合資会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の合資会社Aにおける昭和 23 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年 12 月から 24 年 4 月までは 2,400 円、同記録に記載されている複数の元同僚の標準報酬月額の記録から、同年 5 月から同年 12 月までは 2,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 1 月 26 日から 26 年 2 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、株式会社Bは昭和 26 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、合資会社Aの元同僚に照会したが、申立期間のうち、25 年 1 月 26 日から 26 年 2 月 1 日までの期間における申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる回答は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の社会福祉法人Aにおける標準賞与額の記録を、平成16年3月29日は15万6,000円、19年3月29日は18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月29日
② 平成19年3月29日

社会福祉法人Aでの勤務期間のうち①平成16年3月29日支給の賞与②平成19年3月29日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届が提出されていなかったため、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与の支給明細書から、申立人に平成16年3月29日及び19年3月29日に賞与が支給され、申立期間①は15万6,000円、申立期間②は18万8,000円の標準賞与額に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与の支給明細書の保険

料控除額から、申立期間①を 15 万 6,000 円、申立期間②を 18 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る支払届の提出を行っていない旨を供述していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年10月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年10月3日まで
昭和18年10月30日にA株式会社に入社し20年10月3日まで勤務したが、オンライン記録ではその間の記録が無いので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、標準報酬月額は40円と記載されているが、資格喪失日の記載が無い。

一方、事業主から提出された社員調書（人事記録）によると、申立人は昭和18年10月30日付けでA株式会社に雇員として採用され、19年1月1日付け、及び20年1月1日付けで日給の記録があり、同年10月3日に依願退職したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日（厚生年金保険法施行日）に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年10月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る社会保険事務所の記録及び社員調書の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は昭和25年3月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は2,100円、同年5月から25年2月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年3月25日まで

私は、昭和24年1月1日から25年3月25日まで株式会社Aに継続勤務した。しかし、年金事務所の加入記録では24年4月1日に退社したことになる。この空白期間（昭和24年4月1日から25年3月25日）を継続勤務している証明として、42年9月B社に応募した際に作成した履歴書を添付するので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年にB社に応募した際に作成した履歴書に、株式会社Aに23年12月入社、25年3月退社と記載されていることから、24年4月から25年3月までの期間も厚生年金保険に加入していたと主張している。

一方、株式会社Aに係る書換え前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和24年1月1日に厚生年金保険の資格を取得していることは確認できるが、資格喪失日は空白となっている。

しかしながら、申立人に係る旧台帳において、昭和24年5月1日付けの標準報酬月額の改定により、申立人の標準報酬等級が7級から4級に変更されていることが確認できることから、申立人は、少なくとも同日には当該事業所に在籍していたと推認できる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の書換え前及び書換え後を対比検証したところ、申立人を含めて書換え後の名簿に記載が確認できる者全員が、書換え前の名簿における資格喪失欄が空欄となっているが、当該名簿において、最後の資格喪失日が昭和25年3月1日と記載されていることから、当該名簿の書換えは同日以降であると考えられ、申立人が同年3月1日までは同社に在籍していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は昭和25年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び旧台帳の記録から、昭和24年4月は2,100円、同年5月から25年2月までは3,500円とすることが妥当である

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、財団法人Aに勤務しておりましたが、昭和62年4月1日付けで株式会社Bに内部異動しました。ねんきん定期便を見ると、同年3月の年金記録が有りません。厚生年金保険料も控除されていまして、同年3月の厚生年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、雇用保険の記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和62年3月31日まで財団法人Aに勤務していたことが確認できる。

また、財団法人Aから提出された昭和62年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に、同年3月分の社会保険料の控除が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の財団法人Aにおける昭和62年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、当時の関係書類が残されていないため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和 62 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の記載があることから、事業主は同年 3 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月及び同年7月並びに同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月及び同年7月
② 平成元年9月

申立期間の国民年金保険料については、婚姻前、A市で会社を退職後、国民年金に加入し、保険料を納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を婚姻前に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年8月ごろに払い出されていることが、前後の被保険者の記録により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人は同年1月1日に厚生年金被保険者資格を喪失したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、このことは、申立人の所持する年金手帳でも、「初めて被保険者となった日」は同日とされていることとも一致することから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金に加入した際、婚姻前の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料を、同年8月1日付けで過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1802

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から60年9月まで
私が所持している年金手帳に、被保険者資格取得日が、昭和46年10月26日と記載されているので、私の国民年金については、亡くなった父親がそのころ加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月ごろ、申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和62年11月ごろに払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人に付番された同手帳記号番号の記号「*」は、A社会保険事務所（当時）において、56年12月から使用されたものである。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持している国民年金手帳に資格取得日が記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた

時期ではない上、申立人が60歳になるまで保険料を納付しても年金受給権を確保することができないことから、時効とならず納付可能な昭和60年10月から62年3月までの保険料を同年11月30日に過年度納付して受給権を確保していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から60年3月まで

私が20歳になったころ、母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間については、母親が両親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。両親が納付済みであるのに、私だけが未納となっている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和55年ごろ、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は両親の分と併せて納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和60年7月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1804 (事案 95 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月まで
昭和 56 年ごろ、集金人から、申立期間の国民年金保険料が未納になっているので、さかのぼって納付すれば、将来、妻と同額の年金がもらえるとの説明を受け、集金人に納付した。今回、偶然にその証拠として、申立期間と金額(4 万 1,400 円)が記入されている新聞の紙片が見付かったので、再申立てする。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 45 年 11 月当時は、特例納付が実施されていた時期であるが、申立人が A 市の集金人に納めたと主張する金額は、特例納付により一括納付した場合の金額と大きく乖離^{かいり}していること、ii) 当時、A 市では、集金人及び区役所において特例納付の徴収を行っていないことが確認されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した証拠として、特例納付の期間と金額がメモされている昭和 56 年の新聞の紙片が見付かったとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が主張する昭和 56 年は特例納付が実施されていた時期ではない上、仮に、55 年 6 月まで実施されていた第 3 回目の特例納付で納付したとしても、その国民年金保険料額は申立人の主張とは大きく異

なることから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年9月まで
昭和38年ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所から来た集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日は、いずれも昭和45年10月21日とされていることが申立人及びその夫の年金手帳（国民年金手帳）により確認でき、これは、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、この日が申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日とされたものと考えられることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、

氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から59年3月まで
母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身及び父親の分と一緒に納付してくれていたはずであるので、申立期間を納付済みとして認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身及び父親の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認されるのに対し、申立人の両親の同手帳記号番号は、50年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の両親は、このころ国民年金に加入したものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は登載されておらず、同市では申立期間当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認され、申立人は、上記の国民年金加入時点までは国民年金に

未加入であり、申立人の母親は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年11月まで

私は、昭和36年4月ごろにA区役所B出張所(現在は、C区役所)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親と一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親と一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年1月に払い出されているのに対して、申立人の母親の同手帳記号番号は36年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により、それぞれ確認でき、国民年金の加入時期が異なることから、一緒に保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、不在被保険者のうち、保険料納付済期間を有していない者について職権処理することとされている「消除」の記載があり、この記載は、申立人が婚姻に伴い昭和39年12月にD区へ転出したものの、その後、任意加入手続を行わなかったため、不在被保険者となったものと考えられることとも一致する上、申立人は平成7年8月から8年4月までの国民年金保険料を過年度納付して年金受給権(300 か月)を満たしていることを踏まえると、申立期間の保険料は

納付されていなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1808

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年2月まで
就職後、A県B市から国民年金保険料未納の請求書が届いたので、昭和62年4月以降に、郵便局で約10万円まとめて納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、記録の訂正をしてほしい。
なお、昭和62年分の源泉徴収票の写しを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職後、B市から国民年金保険料未納の請求書が届いたので、昭和62年4月以降に、郵便局で約10万円まとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、申立人が、昭和62年3月23日に厚生年金保険被保険者になったことにより払い出されたものであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人が提出した「昭和62年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」の「申告による控除分」欄に、「104,256円」と記載されていることが確認できるものの、この金額は申立期間の国民年金保険料額と一致せず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年12月までの期間及び43年2月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から42年12月まで
② 昭和43年2月から50年1月まで

私の国民年金については、夫が厚生年金保険の被保険者であったので、国民年金に加入していたはずである。申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったので、国民年金に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間当時、配偶者が厚生年金保険の被保険者であるか否かにかかわらず、申立人が国民年金の被保険者資格を得るためには、国民年金の加入手続を行うことが必要であるが、当該手続が行われた形跡は見当たらないことから、申立人は、国民年金に未加入であり国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人からも当該手続を行ったとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 31 日から 50 年 10 月 30 日まで

私は、昭和 40 年 9 月 1 日から 50 年 10 月 30 日までの期間、A社に勤務していた。年金記録では、40 年 9 月 1 日から 43 年 12 月 31 日までの期間が記録されているが、勤務していたすべての期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の申立期間当時の事業主の署名があり、申立人の厚生年金保険の加入期間を証明する文書（当該事業主の姪である申立人が代筆）を所持していることにより、申立期間において厚生年金保険に加入していた旨を主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主に照会したところ、高齢であることから記憶が不鮮明であり、また、申立期間当時の資料も無いことから、上記文書の内容について確認することはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 43 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失し、44 年 5 月に健康保険証が返納された記録が確認でき、健康保険の番号に欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 44 年 1 月 13 日から平成 10 年 4 月 1 日までの期間において、夫が加入していたB健康保険組合の被扶養者に認定されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A株式会社B支店C所において、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 24 日と記録されているため、加入期間が 1 か月欠落しているため、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の年金記録を管理しているD株式会社は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時被保険者であった元同僚に照会したが、申立人の具体的な退職の日及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、当時A株式会社が加入していたE厚生年金基金の記録、及び雇用保険の加入記録のいずれの資格喪失日もオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 33 年 6 月 2 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

A店に、昭和 31 年 4 月から 34 年 4 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 33 年 6 月 2 日資格取得、同年 11 月 1 日資格喪失になっている。申立期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA店における勤務に係る記憶の供述及び当該事業所前で撮影された写真から、申立人が申立期間①及び②のうち一部期間について、A店に勤務していた可能性はある。

しかし、申立期間当時の事業主に照会したが、「申立人を記憶しておらず、当時の資料は無いので、すべて不明である。」と回答している上、当時の同僚に照会しても申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間①及び②に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

また、オンライン記録では、A店は、昭和 33 年 6 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 11 月 1 日に適用事業所ではなくなっているが、これは、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立人が記憶している上司及び後輩の厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月12日から27年9月20日まで
② 昭和27年9月22日から同年12月1日まで

私は、株式会社Aに昭和25年1月12日から27年9月20日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

また、株式会社B（現在は、株式会社C）には昭和27年9月22日から勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は同年12月1日からとなっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る株式会社Aについて、申立人が所持している在籍証明書及び株式会社C（株式会社Aの系列会社）が保管している退職者台帳により、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかし、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日は昭和33年5月1日であり、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時、当該事業所に勤務していた元従業員に照会したところ、「株式会社Aは昭和33年5月1日から厚生年金保険の適用事業所となったと記憶しており、それまで健康保険のみの加入であった。」と供述している。

さらに、申立期間①については、申立人は「株式会社Bの社長の紹介による縁故採用であるため、株式会社Bに厚生年金保険の記録があるはずである。」と主張しているが、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭

和 27 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

申立期間②に係る株式会社 B について、申立人が所持している在籍証明書により、申立人が申立期間②において株式会社 B に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間②に係る株式会社 C の事業主に照会したところ、「申立期間当時の関係資料が保存されていないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除したかどうかは不明。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、上記事業主が保管している退職者台帳の採用欄に「昭和 27 年 12 月 22 日」及び下段に「(試) 27. 9. 22」と記載されていることから、申立期間②の期間については試用期間であったことがうかがえる。

さらに、株式会社 B に勤務していた元経理担当者の同僚に照会したところ、「申立期間当時は、進駐軍の接收が解除となった昭和 27 年 8 月ごろであり、多くの人が採用された。当時入社後 3 か月ぐらいは試用期間があり、私も試用期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、株式会社 B が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 27 年 10 月 1 日に、200 人の従業員が厚生年金保険に加入しており、その後、62 人は同年 11 月 1 日に、申立人を含む 201 人は同年 12 月 1 日に加入していることから、同社において、申立期間当時は多数の採用があったため、段階的に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月20日から28年11月1日まで

申立人は、昭和24年4月1日から29年9月1日まで継続してA委員会（後にB株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について空白期間があるので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A委員会に勤務していた同僚の供述から、申立人がC市D区の同委員会の社員寮に勤務していたことは推認できるが、申立期間当時に同委員会又はB株式会社に勤務していた上記同僚を含む従業員20人に照会しても、申立人の正確な勤務期間を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人と一緒に勤務していた申立人の親族は、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、A委員会及びB株式会社においては、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A委員会に係る厚生年金保険適用事業所名簿において、同委員会は昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、B株式会社についても、当該事業所に係るオンライン記録から、40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、申立期間当時の賃金台帳等の厚生年金保険料の控除を確認するための資料の存否は不明のため、申立期間において申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

加えて、申立期間におけるE（職種）以外のF（業種）会社従業員の組合加入について、G組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できない上、同組合の担当者は、「A委員会及びB株式会社の従業員は、各F（業種）会社からの出向者で構成されている。そのため、申立人の勤務場所であるC市D区の社員寮もいずれかのF（業種）会社の所有であったと推測できるが、詳細は不明である。」と供述していることから、申立期間当時の主要なF（業種）会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認することはできない。

また、申立人が昭和25年5月20日にA委員会において被保険者資格を喪失した後に、当時の居住地の近隣である同委員会C支部において資格取得した可能性についても調査したが、申立期間に係る当該委員会C支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 11 月 15 日まで

A局を辞め、昭和 44 年 4 月に株式会社Bに入社した。その際、厚生年金保険に加入することを条件にした記憶があり、厚生年金保険料を給与から天引きされていたと思うので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に株式会社Bに勤務していたことは同僚の供述により推認できる。

しかし、株式会社Bは、平成 7 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の代表者は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、オンライン記録において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間以降の昭和 44 年 11 月 15 日であるため、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、上記同僚によれば、「自分は、昭和 42 年 5 月に入社したが、当該事業所は、入社当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 44 年 11 月 15 日に適用事業所になった。同日前において、給与から厚生年金保険料は引かれていない。」と供述している上、当該同僚についても、オンライン記録において申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。
このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 26 日まで
昭和 53 年 4 月 1 日から 58 年 2 月 26 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入されたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは、元同僚の供述や当時の申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、A 社は昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから供述を得られず、当時の資料も無いことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、A 社の元同僚は、「厚生年金保険の加入については、本人が選択することにより加入しない者もいた。」と回答しており、当該事業所では、すべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行う取扱いでなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険は、昭和 57 年 4 月 26 日から 58 年 2 月 24 日まで加入していることが確認できるが申立期間の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年4月1日まで
申立期間について、A組合に勤務していたが、同組合に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。同組合には確かに勤務していたので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出しているA組合の関連資料及び複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間において、期間の特定はできないが、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A組合の参事であった元同僚は、「当時、当該事業所では、厚生年金保険に加入するのは自由であり、私は加入していなかった。」と回答しており、別の元同僚は、「当時、希望者のみが厚生年金保険に加入しており、私は、勤務し始めてからおよそ1年経過したころに組合長から薦められ、厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、当時、A組合においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 5 日まで
A株式会社を退社後、失業給付を1、2か月受給してから、B社に就職した。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間の一部において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

さらに、申立期間について、上記の被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1838 (事案 441、953 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 14 日から 46 年 5 月 20 日まで
私は、第三者委員会からの決定には不服であり、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、i) 脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の領収欄には、昭和 46 年 7 月 16 日付けで、申立人の夫が、代理で受領したことを示す署名及び押印が確認できること、ii) 申立人は、申立期間の株式会社 A に勤務していた期間については、脱退手当金を受給していないと主張しているが、脱退手当金裁定請求書には、B 株式会社及び株式会社 A に勤務していたすべての期間について脱退手当金を請求していることが確認できること、iii) 株式会社 A の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについては、申立人から、裁定請求書に記載されている住所地在所地が事実と相違しているとして、当時の家主から、「昭和 46 年 C 市 D 区 E 町*番地に居住されていました。」とする証明が得られたことを理由とする再申立てを受けて、再調査したところ、戸籍の附票において、申立人が同地に居住したのは昭和 48 年 3 月 29 日からであり、申立期間に係る脱退

手当金が支給された当時は、本籍地であるC市D区F町*番地に居住していたことが確認できることから、申立人が脱退手当金を受領していないことを裏付ける証言とは認め難い上、同裁定請求書に記載されている住所地は申立人の本籍地であり、現住所であるか前住所地であるかのみをもっては、脱退手当金の支給自体を疑わせる要素とは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の再々申立内容は、前回の決定に不服であるとの主張にとどまり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。